

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒102 東京都千代田区富士見2-4-9-503 スカイマンション 長森労務管理事務所
東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 TEL 03 (263) 7938 発行人 新堀 英行

社会保険労務士の過去・現在

そして将来について

研修委員会

日 時 昭和61年 6月 4日 午後2時
場 所 電設工業健保会館
講 師 全国社会保険労務士会連合会

副会長 柏 木 高 美 氏

講 演 要 旨

1. 過去の歩み

(1) 産業の復興と労働保護法

戦後新憲法が公布されその27条で、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息、

その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」という規定にもとづき、昭和22年4月7日に労働基準法が公布された。これが社会保険労務士制度発足の嚆矢である。この労基法は当時としては、法制の内容が高度であり、一般の企業は役所を敬遠した。ここに自然発生的に労務の代行をする者が出現した。

(2) 労務管理士、社会保険士団体の発足

昭和30年に東京都労働事務管理団体連合会が発足し、34年には日本労務管理士連合会、39年には東京社会保険士協会が発足した。当時、開業者は、労務管理士協会と社会保険士協会の両方へ加入しなければならない事情があり、不満の声が高かった。その頃私は、就業規則の作成、事業場設置届の作成、労務加配米の申請等があつて、毎日のように労働基準監督署へ通つたが、受付簿に、小山、柏木、とあつて同じ仕事をしている人を知つた。その人は現東京会副会長小山昇氏であつた。当時、私のモットーは、「正しい申告、正しい受給」「より少ない紛争、より高い生産性」であつた。

2. 社会保険労務士法制定の歴史

(1) 法制定なる



昭和30年代から資格法としての立法運動が始まり、現中西實連合会長が、昭和38年に斯界に迎えられた。そして、昭和43年6月3日、念願の社会保険労務士法が公布され、12月2日に施行された。名称は、公認労務士、労務保険士等考えられたが、現行の名称になった。

(2) 新団体の設立

当時、(社)日本労務管理士協会と(社)日本社会保険士会の二つの団体があり、法に基づく新団体設立の機運が高まっていた。しかし、両団体の統一は、簡単には出来ず、長い年月の協議が必要であった。ようやく、50年11月に(社)日本社会保険労務士会(会長古井喜實)と(社)日本社会保険労務士会連合会(会長中西實)の両トップが合意するに至った。その時思わず次の詩を作った。

歎喜之詩
悲願宿積既七年
領袖尽誠盟一元
秋将乙卯神樂月
同仁歎喜拳称讃

そして、昭和51年9月7日、(社)全国社会保険労務士会が発足した。

3. 現在の姿

(1) 第1次法改正

昭和53年には、申請書類の提出代行制度が新設され、社会保険労務士会、同連合会制度が新設された。

(2) 第2次法改正

昭和56年には、職責が新設され、審査事務が設けられ、免許制から登録制へと移行された。

(3) 第3次法改正

今回の法改正(61年5月16日公布、10月1日施行)により、事務代理制、勤務社会保険労務士の登録制と研修の義務が新設された。

この三次にわたる法改正によって、他の資格法に比して遜色ないものとなった。

4. 将来について

(1) 1号、2号業務と将来

この仕事の基本は、あくまで1号、2号業務と考える。その点から、今回の法改正により、事務代理制が認められたのは、大いに意義がある。しかし、その内容は今後の政省令で定めることになっており、その基本は、我々社会保険労務士の資質いかんにかかっている。

OA化の進展に伴い、事務処理もそれに対応する必要がある。

(2) 3号業務と将来

労務管理問題は、今後高齢化社会を迎えて一層重要になる。賃金問題、職務再設計、安全対策どれ一つをとっても大きな課題である。会員の3号業務に対する熱意を喚起したい。その点から、最近、専門業務自主研究活動が活発に展開されているのは、敬意を表したい。

(3) 監督行政の政策への対応

労働省が、労務診断技法の開発について、連合会に委嘱して来たり、労働時間短縮援助事業要綱に基づく指導員制度を考えていることについて、私達も積極的に対応できるようにしたい。又社会保険の全面適用に伴い、行政の私達に対する期待も高まっているところである。これらに対応する為に、私達は、日頃の勉強と資質の向上が是非必要である。今、日本には事業所が約630万あるといわれる。この2割位を社会保険労務士の委託先にしたい。現状は、50万位とされている。まだまだこの社会は未開の分野であり、将来の展望は大きい。この4月には、男女雇用機会均等法が施行され、雇用の新時代を迎えた。

この法の精神は、金綱氏の創作「遠山の金さん」—私は男女雇用機会均等法を重んじます—がよく現わしているので、ここにそれを読む。(省略)

皆さんと共に、新時代を築きたい。

(文責 金綱久夫)

ながしのキタさん

春 原 厳 光



我々の年代の者が、その昔酒を呑んでメートルを上げると、いつしか手拍子が鳴り、それに誘われるように唄うものの殆んどが民謡であった。「炭坑節」「才太郎節」「ソーラン節」などは、その代表的なものだったといっ

てよいであろう。そういう時期に私はキタさんと出合った。そこは新宿要通りに立ち並ぶ小さな飲み屋の一軒で、終戦後まもなく始めたというオカミが、堅い腰掛に客が6~7人もなれば満席になるカウンターの中で、一人で簡単な肴をつくり酒の相手もするという店である。

たしか、友人との梯子酒で何軒目かに立ち寄ったその店に、小柄で太った身体に不相応な大きなギターを抱えて入ってきたのが、キタさんであった。流しのギター弾きである。ひとの話に聞いてはいたが、現実に自分の眼の前でリクエストした曲を何でも弾き、歌うという芸当をみるのは初めての経験であったし、加えて彼の伴奏によってお客が歌をうたうということも新しい発見であった。民謡と下手な都々逸しか知らない私が、つい彼の誘いのり酒の勢いも手伝って、何やら唄ったことから、キタさんとの付き合いが始まった。流しの伴奏でうたうことが、まるで歌手にでもなったように楽しくて、それからは月に何回もその店へ通うようになってしまった。

昔から、私は自宅へ人を連れてくることが多い。以前の職場に勤めていた頃、家に宴席を設け、幹部や職員を招くことはザラであった。そんな或る時、何か酒の席にひと工夫できないものかと思案していた私は、ふとキタさんの存在に気がついた。あの飲み屋の愉快的な雰囲気は自宅で味わえないものかと考えたのである。流しのギター弾きが果して一般家庭へ出張してくれるものかと迷ったが、思い

切って本人に直接話してみたところ、あっけない程の快諾を得た。そして次の酒席から、キタさんの我が家へのお出ましが実現したのである。

これからはギター演歌がお座敷の花形になるなどと、キタさんをおだてあげては何時間も曲を弾いてもらった。当初戸惑いをみせていた職員も、次第に雰囲気にとけこみ果ては大騒ぎとなる始末で、この企画は私の予想したとおり大成功であった。このような会合を続けるうち、職員はその日のために懸命に歌の練習を重ね、レパトリーも拡げて、皆それぞれに個性を生かした成果を挙げることができたのである。

このような個人的な宴会はともかく、外郭団体主催による会合の二次会に、嫌がるキタさんを何回か引張り出して演奏させ、参加者をびっくりさせたことがある。また、私が永年勤めたその職場を去る際の、上司主催の送別会に、私の独断でキタさんを招いた時も、前代未聞と皆に呆れられた。しかしこの時は、参加者全員がキタさんの人柄と伴奏に馴染んで和気あいあいとなり、私は一寸キザとは思ったが想い出多い職場を離れる感傷から、「今日でお別れ」を歌って別れの言葉としたのである。その送別の宴を盛り上げてくれたのは、他ならぬキタさんと彼のギター演奏であり、私はこの日のことを一生忘れることはできない。

それから間もなく、何の前触れもなく、キタさんは新宿から姿を消してしまった。一時新宿の近くの三業地で流していると、件のオカミはいっていたが、その後東北の方へ行ったという噂も耳にしている。

あれから、10年、我が家には依然として人は集るが、もう流しは来ない。それに代って300曲の選曲ができるカラオケセットを揃えたからである。しかし、そのセットのかたわらには、キタさんから贈られたサイン入りの赤い本「歌謡曲のすべて」が、ひっそりと置かれているのである。

社会保険労務士法改正に思う

新堀英行

去る5月16日、かねてから念願であった社会保険労務士法の第三次改正法案が国会で可決成立し、10月1日から施行されることになりました。当初8項目あった原案が、最終的に3項目に縮小成立したことはいささか残念な気もしますが、議員立法等諸般の事情を考えるとやむをえなかったものと思われまゝ。むしろ廃案とせず、ここまでこぎつけた関係者の努力に対し敬意を表するとともに、心から感謝する次第です。

この度改正された3点はそれぞれに重要な意味をもつものでありますが、社会保険労務士の地位の向上、活動の場の拡充等大いに評価されてしかるべきものと考えます。

1.「事務代理権の確立による職務内容の充実」代理権の規定は、先輩士業（税理士等）の法律においてはすでに規定されており、限定された範囲とはいえ、いままでの事務代行から一歩進んで代理権として規定されたことは、大変意義深いものと考えます。その範囲は政令で定められることですので明確ではありませんが、これは将来に向けて社会保険労務士の評価の高揚とともに、努力しだいで拡充の期待できる分野であります。

2.「勤務社会保険労務士の登録と責任」今まで企業内等社会保険労務士は個人の資格としてあり、企業内にあって十分に活用されていない面があったと聞いていましたが、その位置づけが明確になり、企業の理解と協力をえられやすくなり、新たな評価とともに活動の場の広がることが期待できる場所です。

3.「資質の向上のための研修の明定」従来は社会保険労務士会会則において義務づけられていたわけですが、会員でない者も含めて、全社会保険労務士に対し、法の上で研修を義務づけられたことになります。また、勤務社会保険労務士等を雇用する事業主に対しても、努力義務を課したことにより、日頃勤務時間

中の研修に参加できなかった会員の方も、参加しやすくなったことと思います。

今回の改正はこの3点にとどまりましたが、これですべての改正が終わったわけではなく、今回残された問題を中心に引き続き改正に努力する必要があることはいまでもありません。

今回の改正にあたり幾つかの問題があったわけですが、とりわけ社会保険労務士会の政治活動も含めての非力であった点、会および会員相互間のコミュニケーションの欠如の2点について反省の声が聞こえてきます。

社会保険労務士法は議員提案による法律として成立しました。議員立法は超党派の協力が必要で、議員の理解と尽力ばかりでなく、その成立には強力な推進者も必要であります。これらの点で他の士業に比べて非力であったとの反省かと思われます。また、社会保険労務士会として政治活動が許されていない現状から、政治連盟をその代りとして設置しておりますので、その充実と活用をはからなければなりません。今年度、東京都社会保険労務士政治連盟は支部を設置することを決めております。千代田中央支部においても準備中ですので全員が参加してもらい上げてもらいたいものと期待しております。

もう1点のコミュニケーションの欠如がいわれているわけですが、会と会員相互間の理解が充分えられないまま進んだため、もう一つもり上りが欠けたことと思われます。

今の時代はあらゆるところで、すごい早さで変革がおこっております。これらは新しい需要も創り出しますし、新しい法律や、新しい士制度もできる可能性があります。また他の士業においても制度の充実、業務の拡大に向けてそれぞれ努力しています。その中において社会保険労務士法は、私達自身の法律であるとの自覚のもとに、全員一丸となって制度の改善発展、権益の擁護に一層の努力を行わなければならないものと思うしだいです。

事業所巡り (5)

社会労働実務センター
森 莞 子



開業(S53年)以来国鉄“御茶の水”駅前歩いて30秒(私の足では15秒(分ではない) 11階建ビル最上階の事務所。駅から近すぎて初めての顧問先は必ず行き過ぎ、かつ隣のジローのケーキ等持参。“ダイエット”は到底無理というもの。立地条件(国鉄、地下鉄2), 管理, 環境抜群の為め売物件が227室もあるのに1年に1つも無い。所長の個室確保はいつになるやら……。S52年ビル完成と同時入居。別名“士業ビル”といわれる程弁護士, 会計士, 税理士等の事務所が多く互いに顧問先等の諸々の問題解決相談, 処理等に, また資料や蔵書の貸借もできる程親しく交流しているので狭さを除けば云うことなし。職員4名(男女各2)私も女性に入るなら女性上位。3名の合計年齢ズバリ

〒101 千代田区神田駿河台 2-1-19
アルベルゴ御茶の水 1116

当てた人今だに無し,(賞金有り)顧問先がある日撮ったスナップ。

＜ミセス輪湖＞

某健保組合10年超経験ベテラン。事務所スタッフになってから出産し再復帰。(B型, ソロバン超特急)夫は目下社労士試験チャレンジ中。

＜ミス金巻＞

某女子大首席卒の才媛, 花道師範, 大手船会社, 学会事務局を経て, 今春激戦の入所試験合格しスタッフ入り, 度胸とメカの強さは, 所長を凌ぐ(?)。今後の成長乞うご期待大型新人(O型)。今日もまた8社来所予定。今日中に私が自宅へ戻れるか案じて呉れる心やさしき職員に囲まれて……。今年中著書3冊出版予定。



事業所巡り (6)

千賀社労士事務所
千 賀 綾 二



当事務所は, ちょうど浦木副支部長さんの事務所(東京通信機械工業健康保険組合)の反対側で, 中央通りに面した太陽神戸銀行の裏側に位置し, 総武快速新日本橋駅, 神田駅及び地下鉄三越前駅へ何れも何分という, 交通機関のもっとも便利なところである。

こゝに事務所を設けたのは, 昭和17年以来36年間勤務した, 通商産業省の指定検査機関を定年退職した, 昭和54年のことである。

社会保険労務士法の制定により, 昭和44年7月31日付, 資格認定を受けたものの, 当時余りにも恵まれた環境にあったため, 将来これを業とする意志が極めて薄く, かつ戦前の計理士資格のように安易な気持でこれを取得した。

〒103 中央区日本橋室町 4-6
(サカイビル)

また, ゴルフ, マージャン, 囲碁, 将棋など, 遊びの道は一応心得があるため, 定年後は, 計画的に余生をエンジョイするつもりであった。

ところが, 幸か不幸か, これと時を同じくして, 身内の者がこの地にビルを新築完成し, こゝに事務所を置いたらどうか, といわれたのがそもその始まりで, まずは渡りに船と, こゝで開業して以来7年になる。

漸く軌道に乗った当事務所も, 残念ながら後継者がなく, おそらく自分一代で終りになると思う。

特に当所の受託事業所は, その殆んどが親友, 知人の紹介による実懇の間柄だけに, 万一の場合の処置に頭を悩ましている今日, この頃である。老軀よ頑張れ……。



労働保険説明会

会 場 千代田区大手町 1-3-1
 大手町合同庁舎 1 号館 4 F
 中央労働基準監督署 会議室

第23回 昭和61年 6 月 3 日(火)
 講師 中央労働基準監督署

総務委員会
 依田 実 給付調査官
 会員出席 新井 功一、小玉 岩男
 (順不同敬称略)

出席事業所 12
 (61・4・5 は休講)

会員移動状況

昭和61年 6 月 1 日現在

	昭和61年 3 月 1 日現在			増 減 (異動) 数			現 在 数		
	開 業	非開業	合 計	開 業	非開業	合 計	開 業	非開業	合 計
麴 町	32	150	182	0	△ 9	△ 9	32	141	173
神 田	59	134	193	0	△ 1	△ 1	59	133	192
日本橋	29	123	152	0	△ 4	△ 4	29	119	148
京 橋	40	105	145	1	1	2	41	106	147
合 計	160	512	672	1	△ 13	△ 12	161	499	660

第 1 部 会 連 絡

第 1 部会業務推進委員会

会報第20号に掲載しました新規開業者に対する相談員が次の通り決定いたしましたので、日常業務の中で苦勞されている方は、遠慮なくご一報ください。

麴町地区 桑原 良治 (263)-5748
 清水誠三郎 (263)-2281
 神田地区 相馬 誠一 (251)-5141
 長谷川 徹 (861)-9553
 目黒 健 (866)-0635
 森 莞子 (233)-4488

日本橋地区 佐々木俊世 (270)-5881
 千賀 綾二 (241)-5672
 京橋地区 小口 隆明 (532)-1534
 富田 秀子 (564)-3470
 (順不同敬称略)

東京都社会保険労務士会第 4 回野球大会

優勝の御報告

去る 6 月 7・14 日の 2 日間にわたり、東京都社会保険労務士会第 4 回大会が、江戸川区営グラウンドにおいて、催され昨年のジャンケンによる引き分け負けの屈辱を払いのけ、見事優勝の栄冠に輝くことができましたことを、御報告申し上げます。

今年の大会は、前の回の参加を大幅に上回る 11 チームの多くを数え、大変に盛り上がり

マネージャー 新 井 功 一

ました。雨の中を、初日は 1 回戦で切り上げ、翌週 14 日に持込まれました。対戦結果は下記の通りでした。

1 回戦 対事務局連合チーム 14 対 4
 2 回戦 対葛飾支部チーム 6 対 5
 3 回戦 対荒川足立支部チーム 12 対 8
 最優秀選手 込 山 元 幸

(込山事務所)



あ と き が

第22号をお届けします。うっとうしい日が続いていますが、益々のご活躍をお喜び申し上げます。アジサイの花も、色があせてきました。いよいよ夏本番です。ご自愛專一に……。

